

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和三年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和三年八月十五日

2 登録番号

二

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

三次農業協同組合

2 代表者の氏名

富野井 利弘

3 主たる事務所の所在地

三次市十日市東三丁目一番一号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産裸麦、国内産大豆、国内産そば

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査の種類
目代 章吾	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば
高尾 裕二	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆
若光 義浩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆
河野 和昭	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆
祝部 省三	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆
浜野 雄壮	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば

